

松江市告示第 136 号

松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業者に関する要綱（平成 28 年松江市告示第 435 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 22 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の実施について、法、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令 第 36 号。以下「省令」という。)及び松江市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成 28 年松江市告示第 434 号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業者に<u>関し</u> 必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(第 1 号事業に要する費用の額)</p> <p>第 2 条 第 1 号事業<u>(法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する第 1 号事業をいう。以下同じ。)</u>に要する費用の額は、別表第 1 及び別表第 2 の規定により算定した単位数を合</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の実施について、法、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生労働省令第 36 号。以下「省令」という。)及び松江市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成 28 年松江市告示第 434 号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業者に<u>関する</u> 必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(第 1 号事業に要する費用の額)</p> <p>第 2 条 第 1 号事業_____に要する費用の額は、別表第 1 及び別表第 2 の規定により算定した単位数を合</p>

計したものに次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とする。

(1)・(2) 略

2 略

(第1号事業支給費の支給)

第3条 市長は、要綱第6条第1項各号に掲げる者が、第1号事業を利用したときは、第1号事業支給費として、前条に定める費用の額の100分の90(当該第1号事業を利用する者が法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者である場合)にあつては100分の80、同条 _____ 第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者である場合)にあつては100分の70)に相当する額を支給するものとする。

(支給限度額)

第4条 事業対象者(要綱第6条第1項第2号に規定する「事業対象者」をいう。以下同じ。)に対して前条の規定により支給される額の合計は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省 _____ 告示第33号 _____)第2号に定める要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90(当該事業対象者が法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者である場合)にあつては100分の80、同条 _____ 第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者

計したものに次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とする。

(1)・(2) 略

2 略

(第1号事業支給費の支給)

第3条 市長は、要綱第6条第1項各号に掲げる者が、第1号事業を利用したときは、第1号事業支給費として、前条に定める費用の額の100分の90(_____ 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者 _____)にあつては100分の80、法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者 _____)にあつては100分の70)に相当する額を支給するものとする。

(支給限度額)

第4条 事業対象者 _____)に対して前条の規定により支給される額の合計は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生労働省告示第33号。次項において「厚生省告示」という。)第2号に定める要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90(_____ 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者 _____)にあつては100分の80、法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者

_____ (松江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成28年松江市告示第438号。以下「訪問基準要綱」という。))第5条第1項に規定する訪問事業所 _____をいう。以下同じ。)

の訪問介護員等(同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。))が、訪問サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

ア・イ 略

ウ 訪問サービス費(Ⅲ) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントによりイに掲げる回数^イの程度を超える訪問サービスが必要とされた者(その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令 _____第58号。以下「要介護基準省令」という。))第2条第1項第2号に掲げる区分である者又は退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながる場合等利用者の状態により、市長が必要と認める者に限る。)

エ・オ 略

注2 次のアからウまでに定める建物に居住する利用者に対し訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分

ス事業所 (松江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成28年松江市告示第438号。以下「訪問基準要綱」という。))第5条第1項に規定する指定訪問サービス事業所 _____をいう。以下同じ。)

の訪問介護員等(同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。))が、訪問サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

ア・イ 略

ウ 訪問サービス費(Ⅲ) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントによりイに掲げる回数^イの程度を超える訪問サービスが必要とされた者(その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生労働省令 _____第58号。以下「要介護基準省令」という。))第2条第1項第2号に掲げる区分である者又は退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながる場合等利用者の状態により、市長が必要と認める者に限る。)

エ・オ 略

注2 次のアからウまでに定める建物に居住する利用者に対し訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分

の 90 に相当する単位数を算定する。

ア 訪問事業所 の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物

イ 訪問事業所 と同一の建物

ウ 略

注 3 厚生労働大臣が定める地域(平成 24 年厚生労働省告示第 120 号。以下「地域告示」という。)に規定する地域に所在する訪問事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問サービスを行った場合は、特別地域介護予防訪問介護加算として、1 月につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 4 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成 21 年厚生労働省告示第 83 号。以下「中山間地域告示」という。)第 1 号に規定する地域に所在し、かつ、1 月当たり実利用者数が 5 人以下の訪問事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

の 90 に相当する単位数を算定する。

ア 指定訪問サービス事業所 の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物

イ 指定訪問サービス事業所 と同一の建物

ウ 略

注 3 厚生労働大臣が定める地域(平成 24 年厚生労働省告示第 120 号。以下「地域告示」という。)に規定する地域に所在する指定訪問サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問サービスを行った場合は、特別地域介護予防訪問介護加算として、1 月につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 4 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成 21 年厚生労働省告示第 83 号。以下「中山間地域告示」という。)第 1 号に規定する地域に所在し、かつ、1 月当たり実利用者数が 5 人以下の指定訪問サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 5 訪問事業所 の訪問介護員等が、中山間地域告示第 2 号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(訪問基準要綱第 9 条に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下この表において同じ。)を越えて、訪問サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 6 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問サービス費は、算定しない。

注 7 利用者が一の訪問事業所 において訪問サービスを受けている間は、当該訪問事業所 以外の訪問事業所 が訪問サービスを行った場合に、訪問サービス費は、算定しない。

注 8 利用者が一の指定訪問サービス事業所において訪問サービスを受けている間は、訪問 A 事業所 (松江市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号訪問事業訪問型サービス A の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成 28 年松江市告示第 440 号。以下「訪問 A 基準要綱」という。)第 5 条第 1 項に規定する訪問 A 事業所 をいう。以下同じ。)が訪問型サービス A を行った場

注 5 指定訪問サービス事業所 の訪問介護員等が、中山間地域告示第 2 号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(訪問基準要綱第 9 条に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下この表において同じ。)を越えて、訪問サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 6 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問サービス費は、算定しない。

注 7 利用者が一の指定訪問サービス事業所 において訪問サービスを受けている間は、当該指定訪問サービス事業所 以外の指定訪問サービス事業所 が訪問サービスを行った場合に、訪問サービス費は、算定しない。

注 8 利用者が一の指定訪問サービス事業所において訪問サービスを受けている間は、指定訪問型サービス A 事業所 (松江市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号訪問事業訪問型サービス A の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成 28 年松江市告示第 440 号。以下「訪問 A 基準要綱」という。)第 5 条第 1 項に規定する指定訪問型サービス A 事業所 をいう。以下同じ。)が訪問型サービス A を行った場

合に、訪問型サービス A 費は、算定しない。

(7)～(11) 略

2 訪問型サービス A 費

(1) 訪問型サービス A 費 (I) 1,057 単位
(1 月につき)

(2) 訪問型サービス A 費 (II) 2,112 単位
(1 月につき)

(3) 訪問型サービス A 費 (III) 3,351 単位
(1 月につき)

注 1 利用者に対して、訪問 A 事業所

_____従事者等(訪問 A 基準要綱第 5 条第 1 項に規定する従事者をいう。以下同じ。)が、訪問型サービス A を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

ア 訪問型サービス A 費 (I) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の訪問型サービス A _____が必要とされた者

イ～オ 略

注 2 訪問 A 事業所 _____の所在する建物と同一の敷地内若しくは

隣接する敷地内の建物若しくは訪問 A

合に、訪問型サービス A 費は、算定しない。

(7)～(11) 略

2 訪問型サービス A 費

(1) 訪問型サービス A 費 (I) 1,033 単位
(1 月につき)

(2) 訪問型サービス A 費 (II) 2,061 単位
(1 月につき)

(3) 訪問型サービス A 費 (III) 3,269 単位
(1 月につき)

(4) 訪問型サービス A 費 (IV) 235 単位
(1 回につき)

(5) 訪問型サービス A 費 (V) 238 単位
(1 回につき)

(6) 訪問型サービス A 費 (VI) 252 単位
(1 回につき)

注 1 利用者に対して、指定訪問型サー

ビス A 事業所の従事者等(訪問 A 基準要綱第 5 条第 1 項に規定する従事者をいう。以下同じ。)が、訪問型サービス A を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

ア 訪問型サービス A 費 (I) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の訪問サービス A 相当サービスが必要とされた者

イ～オ 略

注 2 指定訪問型サービス A 事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは

隣接する敷地内の建物若しくは指定

事業所と同一建物に居住する利用者又は訪問 A 事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物の利用者に対し、訪問型サービス A を行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。

注 3 地域告示に規定する地域に所在する訪問 A 事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の従事者が訪問型サービス A を行った場合は、特別地域介護予防訪問介護加算として、1 月につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 4 中山間地域告示第 1 号に規定する地域に所在し、かつ、1 月当たり実利用者数が 5 人以下の訪問 A 事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の従事者が訪問型サービス A を行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 5 訪問 A 事業所の従事者が、中山間地域告示第 2 号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問型サービス

訪問型サービス A 事業所と同一建物に居住する利用者又は指定訪問型サービス A 事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物の利用者に対し、訪問型サービス A を行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。

A を行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 6 略

(7) 初回加算 200 単位

注 訪問 A 事業所 において、新規に訪問個別サービス計画_(訪問 A 基準要綱第 20 条に規定する個別サービス計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問型サービス A を行った日の属する月に訪問型サービス A を行った場合又は当該訪問 A 事業所のその他の従事者が初回若しくは初回の訪問型サービス A を行った日の属する月に訪問型サービス A を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

(8) 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位

注 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設 (原則として許可病床数 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受

注 3 略

(7) 初回加算 200 単位

注 指定訪問型サービス A 事業所において、新規に訪問個別サービス計画 A(訪問基準 A 要綱第 20 条第 1に規定する個別サービス計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問型サービス A を行った日の属する月に訪問型サービス A を行った場合又は当該指定訪問型サービス A 事業所のその他の従事者が初回若しくは初回の訪問型サービス A を行った日の属する月に訪問型サービス A を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

けた上で、サービス提供責任者が生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成(変更)すること。当該理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又は ICT を活用した動画等により、利用者の状況を把握した上で助言を行うこと、を定期的に行うこと。

(9) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位

注 訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションを実施している事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問・通所リハビリテーションの一環として利用者の自宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を策定した場合であって、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携して訪問介護を行ったときに、初回の訪問介護が行われた日の属する月以降 3 月の間、1 月につき所定単位数を加算する。

リハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が訪問して行う場合も同様に

加算する。

(10) 介護職員処遇改善加算

注 1 基準告示第 4 号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問 A 事業所

が、利用者に対し、訪問型サービス A を行った場合は、次のアからオまでに掲げる区分に従い、それぞれアからオまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1) から(9)までにより算定した単位数の 1,000 分の 137 に相当する単位数
- イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1) から(9)までにより算定した単位数の 1,000 分の 100 に相当する単位数
- ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1) から(9)までにより算定した単位数の 1,000 分の 55 に相当する単位数
- エ・オ 略

注 2 略

(11) 介護職員等特定処遇改善加算

注 基準告示第 4 号の 2 に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問 A 事業所

が、利用者に対し、訪問型サービス A を行った場合は、次のア又はイに掲

(8) 介護職員処遇改善加算

注 1 基準告示第 4 号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問型サービス A 事業所

が、利用者に対し、訪問型サービス A を行った場合は、次のアからオまでに掲げる区分に従い、それぞれアからオまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1) から(7)までにより算定した単位数の 1,000 分の 137 に相当する単位数
- イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1) から(7)までにより算定した単位数の 1,000 分の 100 に相当する単位数
- ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1) から(7)までにより算定した単位数の 1,000 分の 55 に相当する単位数
- エ・オ 略

注 2 略

(9) 介護職員等特定処遇改善加算

注 基準告示第 4 号の 2 に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問型サービス A 事業

所が、利用者に対し、訪問型サービス A を行った場合は、次のア又はイに掲

げる区分に従い、それぞれア又はイに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、一方の加算は算定しない。また、令和元年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項についての介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずるものとする。

ア 介護職員等特定処遇改善加算
(I) (1)から(9)までにより算定した単位数の1,000分の63に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算
(II) (1)から(9)までにより算定した単位数の1,000分の42に相当する単位数

(12) 自立支援体制強化加算

注 令和3年4月1日までに松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱(平成28年松江市告示第437号)第2条の規定による指定の申請を行い、同要綱第3条の規定による指定の通知を受けた訪問A事業所が、次のアからウまでに掲げる利用者の区分に応じ、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、1月につきそれぞれアからウまでに定める所定単位数を加

げる区分に従い、それぞれア又はイに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、一方の加算は算定しない。また、令和元年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項についての介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずるものとする。

ア 介護職員等特定処遇改善加算
(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1,000分の63に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算
(II) (1)から(7)までにより算定した単位数の1,000分の42に相当する単位数

算する。

ア 介護予防サービス計画又は介護
予防ケアマネジメントにより週1回
程度の訪問型サービスAが必要とさ
れた要支援1、要支援2又は事業対
象者 130単位

イ 介護予防サービス計画又は介護
予防ケアマネジメントにより週2回
程度の訪問型サービスAが必要とさ
れた要支援2又は事業対象者 260
単位

ウ 介護予防サービス計画又は介護
予防ケアマネジメントにより週2回
を超える程度の訪問型サービスAが
必要とされた要支援2又は事業対象
者 390単位

別表第2(第2条関係)

1 略

(1)～(4) 略

注1～5 略

注6 利用者が一の指定通所サービス事業
所において通所サービスを受けている
間は、通所A事業所 (松
江市介護予防・日常生活支援総合事業第
1号通所事業通所型サービスAの人員、
設備及び運営に関する基準を定める要
綱(平成28年松江市告示第441号。以下
「通所基準A要綱」という。)第5条第1
項に規定する通所A事業所
をいう。以下同じ。)が通所型サービス
Aを行った場合に、通所型サービスA費
は、算定しない。

別表第2(第2条関係)

1 略

(1)～(4) 略

注1～5 略

注6 利用者が一の指定通所サービス事業
所において通所サービスを受けている
間は、指定通所型サービスA事業所(松
江市介護予防・日常生活支援総合事業第
1号通所事業通所型サービスAの人員、
設備及び運営に関する基準を定める要
綱(平成28年松江市告示第441号。以下
「通所基準A要綱」という。)第5条第1
項に規定する指定通所型サービスA事業
所をいう。以下同じ。)が通所型サービス
Aを行った場合に、通所型サービスA費
は、算定しない。

2 通所型サービス A 費

(1) 通所型サービス A1 費(1 月につき)

1,561 単位

(2) 通所型サービス A2 費(1 月につき)

3,200 単位

注 1 略

注 2 通所 A 事業所の従事者等(通所 A 基準要綱第 5 条第 1 項の規定により置かれる従事者等をいう。以下同じ。)が、地域告示に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所型サービス A を行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 3 基準告示第 18 号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た通所 A 事業所において、若年性認知症利用者に対して通所型サービス A を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1 月につき 240 単位を所定単位数に加算する。

注 4

注 5 利用者が一の通所 A 事業所
_____において通所型サービス A を受けている間は、指定通所型サービス事業所が通所サービスを行った場合に、通所サービス費は、算定しない。

2 通所型サービス A 費

(1) 通所型サービス A1 費(1 月につき)

1,331 単位

(2) 通所型サービス A2 費(1 月につき)

2,714 単位

(3) 通所型サービス A1 費(1 回につき)

304 単位

(4) 通所型サービス A2 費(1 回につき)

313 単位

注 1 略

注 2

注 3 利用者が一の指定通所型サービス A 事業所において通所型サービス A を受けている間は、指定通所型サービス事業所が通所サービスを行った場合に、通所サービス費は、算定しない。

注 6 通所 A 事業所 と同一建物に居住する者又は通所 A 事業所 と同一建物から当該通所 A 事業所 に通う者に対し、通所型サービス A を行った場合は、1 月につき、次のア及びイに掲げる利用者の区分に応じ、それぞれア及びイに定める単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(5) 生活機能向上グループ活動加算 10
0 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て生活機能向上グループ活動サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 通所 A 事業所の従事者等が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所個別サービス計画(通所基準 A 要綱第 19 条に規定する個別サービス計画をいう。以下この項において同じ。)を作成して

注 4 指定通所型サービス A 事業所 と同一建物に居住する者又は指定通所型サービス A 事業所 と同一建物から当該指定通所型サービス A 事業所 に通う者に対し、通所型サービス A を行った場合は、1 月につき、次のア及びイに掲げる利用者の区分に応じ、それぞれア及びイに定める単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

いること。

イ 通所個別サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

(6) 生活機能向上連携加算 200 単位

注 外部の訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が通所 A 事業所等を訪問し、当該事業所の従事者等と共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び運動器機能向上計画を作成すること。

リハビリテーション専門職と連携して、運動器機能向上計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画、訓練内容等の見直しを行

うこと。

ただし、運動器機能向上加算を算定している場合は100単位とする。

(7) 運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て運動器機能向上サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。

イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等及び従事者等が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等及び従事者等が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等算定方法第15号に規定する基準のいずれにも該当しない指定通所サービス事業所であること。

(8) 栄養改善加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て

栄養改善サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の職員として、又は、外部(他の介護事業所、医療機関、栄養ケアステーション)との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士及び従事者等(以下この注において「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等算定方法第15号に規定する基準のいずれにも該当しない指定通所サービス事業所であること。

(9) 栄養スクリーニング加算 5単位

注 管理栄養士以外の従事者等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護予防ケアマネジメント実施者等に栄養状態に係る情報を文書で共有すること。具体的には、サービス利用

者に対し、利用開始時及び利用中 6 月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。)を介護予防ケアマネジメントの実施者等に文書で共有した場合に算定する。ただし、6 月に 1 回を限度とする。

(10) 口腔機能向上加算 150 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て口腔機能向上サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

ア 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を 1 名以上配置していること。

イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士及び看護職員並びに従事者等が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等算定方法第 15 号に規定する基準のいずれにも該当しない通所 A 事業所であること。

(11) 選択的サービス複数実施加算

注 基準告示第 109 号に規定する基準に適合しているものとして、市長に届け出た通所 A 事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1 月につき次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれア及びイに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 選択的サービス複数実施加算

(I) 480 単位

イ 選択的サービス複数実施加算

(II) 700 単位

(12) サービス提供体制強化加算

注 基準告示第 111 号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た通所 A 事業所が、利用者に対し、通所型サービス A を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次のアからウまでに掲げる利用者の区分に応じて 1 月につきそれぞれアからウまでに定める所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げる

その他の加算は算定しない。

ア サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

イ

(ア) 介護予防サービス計画又は
介護予防ケアマネジメントによ
り週1回程度の通所型サービスA
が必要とされた要支援1、要支援
2又は事業対象者 72単位

(イ) 介護予防サービス計画又は
介護予防ケアマネジメントによ
り週2回程度の通所型サービスA
が必要とされた要支援2又は事業
対象者 144単位

イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

ロ

(ア) 介護予防サービス計画又は
介護予防ケアマネジメントによ
り週1回程度の通所サービスが必
要とされた要支援1、要支援2又
は事業対象者 48単位

(イ) 介護予防サービス計画又は
介護予防ケアマネジメントによ
り週2回程度の通所サービスが必
要とされた要支援2又は事業対象
者 96単位

ウ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

(ア) 介護予防サービス計画又は
介護予防ケアマネジメントによ
り週1回程度の通所型サービスA
が必要とされた要支援1、要支援
2又は事業対象者 24単位

(イ) 介護予防サービス計画又は

介護予防ケアマネジメントにより週 2 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 2 又は事業対象者 48 単位

(13) 介護職員処遇改善加算

注 1 基準告示第 24 号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所 A 事業所が、利用者に対し、通所型サービス A を行った場合は、次のアからオまでに掲げる区分に従い、それぞれアからオまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

注 2 略

(14) 介護職員等特定処遇改善加算

注 基準告示第 24 号の 2 に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所 A 事業所が、利用者に対し、通所型サービス A を行った場合は、次のア又はイに掲げる区分に従い、それぞれア又はイに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、一方の加算は算定しない。また、令和元年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定

(5) 介護職員処遇改善加算

注 1 基準告示第 24 号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所型 A サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービス A を行った場合は、次のアからオまでに掲げる区分に従い、それぞれアからオまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

注 2 略

(6) 介護職員等特定処遇改善加算

注 基準告示第 24 号の 2 に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所型サービス A 事業所が、利用者に対し、通所型サービス A を行った場合は、次のア又はイに掲げる区分に従い、それぞれア又はイに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、一方の加算は算定しない。また、令和元年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定

に関する基準及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項についての介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずるものとする。

(15) 自立支援体制強化加算

注 令和3年4月1日までに松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱第2条の規定による指定の申請を行い、同要綱第3条の規定による指定の通知を受けた通所A事業所が、次のア又はイに掲げる利用者の区分に応じて1月につきそれぞれア又はイに定める所定単位数を加算する。令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、1月につき所定単位数を加算する。

ア 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の通所型サービスAが必要とされた要支援1、要支援2又は事業対象者 130単位

イ 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の通所型サービスAが必要とされた要支援2又は事業対象者 260単位

に関する基準及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項についての介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。